

## 自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

(平成元年3月29日 地車第45号 地備第58号)

最終改正：平成25年9月20日 国自安第153号 国自整第176号

### 第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

#### 1 事故の種類

##### (1) 区分欄

- (ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故の種類を当該事故の種類とすること。ただし、酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転若しくは麻薬等運転を伴う事故又は救護義務違反があった事故については、区分欄に、転覆等の最も大きな被害を発生した事故の種類を記載するとともに、「飲酒等」又は「救護違反」の区分欄にも記載すること。
- (イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。
- (ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意（扉の開口走行等）によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。
- (エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

##### (2) 衝突等の状態欄

- (ア) 自動車が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。
- (イ) 自動車が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行（一方が停止している場合を含む。以下同じ。）して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。
- (ウ) 自動車が相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。
- (エ) 自動車が相手方と並進中又は後続車が先行者を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車が家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

## 2 当該自動車の概要

(1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合には、それぞれの車両について記載すること。

(2) 「有償貸渡し（レンタカー）」は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。

(3) 「有償旅客運送」は、法第79条の規定により受けた登録に係る自家用有償旅客運送自動車とすること。

(4) 「積載危険物等の品名」は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）別記様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

## 3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## 4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

## 5 当時の状況

### (1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄

(ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方にでるまでとすること。

(イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。

(ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。

### (2) 事故発生地点欄

(ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。

(イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、

路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当する両方を○で囲むこと。

（ウ）「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。

（エ）「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。

（オ）「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとすること。

（カ）「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。

（キ）「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

## 6 乗務員

（1）「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。

（2）「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。

（3）「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとすること。

（4）「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗しているか否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあつては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務キロ数を記載すること。

（5）「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務時のものを記載すること。

## 7 再発防止対策

事故の原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」を記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

## 第2 集計及び報告

- 1 報告書の集計については、「運送事業者監査総合情報システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。
- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバへデータの搬出を行うこと。  
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の原因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者、県警等）についても入力すること。

## 第3 その他

- 1 規則に該当しない事故は報告させないこと。  
なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故があった日から30日を超えた日において、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。
- 2 事故の発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が規則第2条第3号に掲げる重傷者又は同条第7号に掲げる傷害を受けた者に該当することを知らなかった場合であって、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知った場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

附則（平成25年9月20日付け国自安第153号、国自整第176号）

改正後の通達は、平成25年9月20日から施行する。

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について（新旧対照表）

新		旧	
	地車第 45号		地車第 45号
	地備第 58号		地備第 58号
	平成元年 3月29日		平成元年 3月29日
一部改正	自環第 284号	一部改正	自環第 284号
	自整第 229号		自整第 229号
	平成8年12月20日		平成8年12月20日
一部改正	国自総第 9号	一部改正	国自総第 9号
	国自整第 7号		国自整第 7号
	平成13年 4月20日		平成13年 4月20日
一部改正	国自総第 512号	一部改正	国自総第 512号
	国自整第 212号		国自整第 212号
	平成15年 3月11日		平成15年 3月11日
一部改正	国自総第 441号	一部改正	国自総第 441号
	国自整第 152号		国自整第 152号
	平成17年 2月 1日		平成17年 2月 1日
一部改正	国自総第 17号	一部改正	国自総第 17号
	国自整第 6号		国自整第 6号
	平成18年 4月14日		平成18年 4月14日
一部改正	国自総第 338号	一部改正	国自総第 338号
	国自整第 97号		国自整第 97号
	平成18年10月 6日		平成18年10月 6日
一部改正	国自安第 115号	一部改正	国自安第 115号
	国自整第 89号		国自整第 89号
	平成21年11月20日		平成21年11月20日
一部改正	国自安第 153号		
	国自整第 176号		
	平成25年 9月20日		

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局整備課長

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力すること。  
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

- 1 規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故があった日から30日を超えた日において、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

- 2 事故の発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が規則第2条第3号に掲げる重傷者又は同条第7号に掲げる傷害を受けた者に該当することを知らなかった場合であって、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知った場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

附 則（平成25年9月20日付け国自安第153号、国自整第176号）

改正後の通達は、平成25年9月20日から施行する。

自動車交通局安全政策課長  
自動車交通局整備課長

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバーへデータの搬出を行うこと。  
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

（新規）

平成25年9月  
自動車局  
安全政策課

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正  
改正趣旨について

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第三条においては、重大な事故を惹起した事業者等は、事故があった日から三十日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない旨、規定されている。

<参考>

○道路運送法（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄

（事故の報告）

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄

（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 （略）

同規則第三条の自動車事故報告書は、第二条各号に掲げる「事故」を発生させた場合に報告書を提出することが義務付けられており、そのうち、第三号の「重傷者」や第七号の「傷害が生じたもの」の定義については、それぞれ自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条各号によることとしているところ。

<参考>

○自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄

（定義）

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四～六
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八～十五 （略）

○自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）

（保険会社の仮渡金の金額）

第五条 法第十七条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

- 一 死亡した者 二百九十万円
- 二 次の傷害を受けた者 四十万円
  - イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
  - ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
  - ハ 大腿又は下腿の骨折
  - ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
  - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも  
のもの
- 三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 二十万円
  - イ 脊柱の骨折
  - ロ 上腕又は前腕の骨折
  - ハ 内臓の破裂
  - ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも  
のもの
  - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害
- 四 十一日以上医師の治療を要する傷害（第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる  
傷害を除く。）を受けた者 五万円



自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号から第四号に規定されている入院期間や医師の治療期間については、近年、個人情報保護の制約が厳しくなる中において、事業者等が、事故被害者や病院側等から治療状況の正確な情報等を受けるのに時間がかかっており、仮に正確な情報の提供が受けられない間は、入院期間や医師の治療期間が不明であり、すなわち「重傷者」や「傷害が生じたもの」に該当するかどうかの判断ができずに、自動車事故報告規則第三条に基づく報告書の提出の判断を決めかねている状況が見受けられる。

当然ながら、当該報告書を期限内に提出していない事業者等には行政処分を課される可能性もあることから、その見直しの提案が寄せられているところ。

#### 見直しの方向性

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（通達）において、事故発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が重傷者又は傷害を受けた者に該当することを知らず、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知った場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させる旨の改正を行うこととする。

ただし、自動車事故報告規則第四条の速報については、同種事故の再発防止のための円滑な対応等を図ることを目的としていることから、従来通り、負傷の程度が不明であっても、速報に該当する可能性がある場合には事故発生後速やかに速報することとする。

#### 補 足

現行の「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」第3なお書きは、事故発生時は自動車事故報告規則の「事故」に該当しなかったものの、一定期間経た後に、状況変化や被害者の症状悪化等により新たに同「事故」に該当した場合を想定しているのであって、事業者等が事故発生後に同「事故」に該当することを「知った」場合を想定したものではない。

以 上

# 本通達改正後の自動車事故報告書の取扱いについて

事故発生日

事故発生日  
から30日

(現行) 原則として事故発生日から30日以内に報告書を提出



報告規則に該当

提出

状況変化により  
報告規則に該当

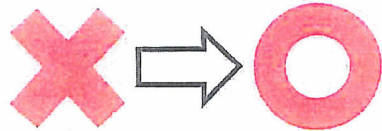
提出

遅滞なく

状況変化により  
報告規則に該当

提出

今回の通達改正により、事故発生日から30日を超えた日において新たに重傷者等に該当することを「知った」場合について、その時点から遅滞なく報告書を提出できるよう措置



重傷者等に該当するの不明

遅滞なく

重傷者等に該当  
することを把握

提出

新	旧
<p>地車第45号 地備第58号 平成元年3月29日 改正：自環第285号 自整第230号 平成8年12月20日 改正：国自総第17号 国自整第10号 平成13年4月20日 改正：国自総第513号 国自整第213号 平成15年3月11日 改正：国自総第18号 国自整第7号 平成18年4月14日 改正：国自総第575号 国自整第175号 平成19年3月29日 <u>最終改正：国自安第116号</u> <u>国自整第90号</u> <u>平成21年11月20日</u></p>	<p>地車第45号 地備第58号 平成元年3月29日 改正：自環第285号 自整第230号 平成8年12月20日 改正：国自総第17号 国自整第10号 平成13年4月20日 改正：国自総第513号 国自整第213号 平成15年3月11日 改正：国自総第18号 国自整第7号 平成18年4月14日 <u>最終改正：国自総第575号</u> 国自整第175号 平成19年3月29日</p>
<p><u>各地方運輸局技術安全部長</u> 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p><u>各地方運輸局整備部長</u> 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>
<p><u>自動車交通局</u> <u>安全政策課長</u> <u>技術安全部整備課長</u></p>	<p><u>地域交通局陸上技術安全部</u> <u>保安・車両課長</u> <u>自動車整備課長</u></p>
<p>自動車事故報告書の記入等の取扱いについて</p>	<p>自動車事故報告書の記入等の取扱いについて</p>
	<p><u>今般、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「自動車事故報告書等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号・地備第57号。以下「取扱要領」という。）が通達されたところである。</u></p>

これに伴い、規則第3条の自動車事故報告書（以下「報告書」という。）の記入及び集計等については、規則別記様式（注）及び取扱要領によるほか、今後は下記によることとしたので留意して取扱われたい。

なお、「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和47年6月27日付け自整第151号・自車第536号）及び「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和55年12月12日付け自安第206号）は廃止する。

## 記

### 第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

#### 1 事故の種類

##### (1) 区分欄

(ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故を当該事故の種類とすること。

(イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

(ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意（扉の開口走行等）によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

(エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

##### (2) 衝突等の状態欄

(ア) 自動車相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

(イ) 自動車相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行（一方が停止している場合を含む。以下同じ。）して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

(ウ) 自動車相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

(エ) 自動車相手方と並進中又は後続車が先行車を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

### 第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

#### 1 事故の種類

##### (1) 区分欄

(ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故の種類を当該事故の種類とすること。ただし、酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転若しくは麻薬等運転を伴う事故又は救護義務違反があった事故については、区分欄に、転覆等の最も大きな被害を発生した事故の種類を記載するとともに、「飲酒等」又は「救護違反」の区分欄にも記載すること。

(イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

(ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意（扉の開口走行等）によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

(エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

##### (2) 衝突等の状態欄

(ア) 自動車相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

(イ) 自動車相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行（一方が停止している場合を含む。以下同じ。）して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

(ウ) 自動車相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

(エ) 自動車相手方と並進中又は後続車が先行車を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

と。

## 2 当該自動車の概要

- (1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合には、それぞれの車両について記載すること。
- (2) 「有償貸渡し（レンタカー）」は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。
- (3) 「有償旅客運送」は、法第79条の規定により受けた登録に係る自家用有償旅客運送自動車とすること。
- (4) 「積載危険物等の品名」は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）別記様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

## 3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2項に定めるもの及び自動車道標識令（昭和26年政令第252号）第3条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## 4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

## 5 当時の状況

- (1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄
  - (ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方に出るまでとすること。
  - (イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。
  - (ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。
- (2) 事故発生地点欄
  - (ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。

と。

## 2 当該自動車の概要

- (1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合には、それぞれの車両について記載すること。
- (2) 「有償貸渡し（レンタカー）」は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。
- (3) 「有償旅客運送」は、法第79条の規定により受けた登録に係る自家用有償旅客運送自動車とすること。
- (4) 「積載危険物等の品名」は、規則別記様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

## 3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2項に定めるもの及び自動車道標識令（昭和26年政令第252号）第3条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## 4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

## 5 当時の状況

- (1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄
  - (ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方に出るまでとすること。
  - (イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。
  - (ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。
- (2) 事故発生地点欄
  - (ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。

- (イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当する両方を○で囲むこと。
- (ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。
- (エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。
- (オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとすること。
- (カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。
- (キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

## 6 乗務員

- (1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。
- (2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。
- (3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。
- (4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗していると否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあつては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数を記載すること。
- (5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務中のものを記載すること。

- (イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当する両方を○で囲むこと。
- (ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。
- (エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。
- (オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとすること。
- (カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。
- (キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

## 6 乗務員

- (1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。
- (2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。
- (3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。
- (4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗していると否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあつては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数を記載すること。
- (5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務中のものを記載すること。

7 再発防止対策

事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

第2 集計及び報告

1 報告書の集計については、「運送事業者監査総合情報システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。

2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバヘータの搬出を行うこと。

なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の原因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者、県警等）についても入力すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第116号、国自整第90号）

1 改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

2 第2の2については、自動車事故情報システムにおいて、事故の種類区分欄に「飲酒等」、「救護違反」及び「交通障害」が追加されるまでの間は、当該事故の種類が分かるように、当時の状況欄に入力すること。

7 再発防止対策

事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

第2 集計及び報告

1 報告書の集計については、「自動車運送事業用自動車事故情報分析システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。

2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバヘータの搬出を行うこと。

なお、規則第2条第6号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の原因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者、県警等）についても入力すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

自 動 車 事 故 報 告 書			
国土交通大臣		殿	
		自動車の使用者の氏名又は名称	
		住 所	
		電話番号	
		年	月
		日 提出	
発生日時	年 月 日 時 分	路線名 又は 道路名	道 線
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
発生場所	都道府県 区市郡 区町村 番地		
当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		自動車登録番号 又は車両番号	
当時の状況			
現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
当時の処置			
事故の原因			
再発防止 対 策			
備 考			



事故の種別	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他	危険認知時の速度	km/h															
	発生順																危険認知時の距離	m															
当該自動車概要	転落の状態	落差							m							水深		m		当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進(加速)	2 直進(減速)	3 直進(定速)										
	衝突等の状態	1 正面衝突			2 側面衝突			3 追突			4 接触			5 物件衝突			4 後退	5 追越	6 右折														
乗客の状況	車名	型式		車体の形状				初度登録年又は初度検査年				1 車道		2 歩道		3 横断歩道		道路上で事故の場合には事故発生地点	4 路側帯	5 路肩		6 交差点	7 バス停留所		8 トンネル	9 その他							
	事業用	1 乗合旅客			2 貸切旅客			3 乗用旅客			4 特定旅客			5 一般貨物(イ特別積合せ貨物)			6 特定貨物			7 特定第二種			10 転回	11 合流		12 その他							
乗客の状況	自家用	1 有償貸渡し(レンタカー)				2 有償旅客運送				3 その他				1 原動機(速度抑制装置を除く)		2 速度抑制装置		車両の故障に起因する場合には故障箇所	3 動力伝達装置	4 車輪(タイヤを除く)		5 タイヤ		6 車軸	7 操縦装置		8 制動装置		9 緩衝装置				
	種別	1 普通		2 小型		3 その他				1 原動機(速度抑制装置を除く)		2 速度抑制装置		3 燃料装置	4 電気装置		5 制動装置		6 車輪及び車体		7 連結装置	8 乗車装置		9 物品積載装置									
乗客の状況	乗車定員	人		当時の乗車定員				人				1 最大積載量		kg		kg		乗客の状況	氏名		年齢		才		年月								
	最大積載量	kg		kg				kg		kg		kg		kg		kg			kg		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時								
乗客の状況	許可等の必要性	制限外許可		特殊車両通行許可		保安基準の緩和		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無							
	許可等の取得状況	制限外許可		特殊車両通行許可		保安基準の緩和		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無							
乗客の状況	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ		4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		7 原木、製材		8 引越		9 その他		1 損傷の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷							
	積載危険物等	1 有		2 無				1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス		4 核		5 R I		6 毒劇物		7 可燃物		1 有		2 無		1 有		2 無					
乗客の状況	道路等	1 道路(イ高速自動車国道)		ロ自動車専用道路等		ハその他		1 道路(イ高速自動車国道)		ロ自動車専用道路等		ハその他		1 道路(イ高速自動車国道)		ロ自動車専用道路等		ハその他		1 道路(イ高速自動車国道)		ロ自動車専用道路等		ハその他		1 道路(イ高速自動車国道)		ロ自動車専用道路等		ハその他			
	道路の幅員	m		m				m				m				m				m													
乗客の状況	道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り		4 交差		5 つづら折り		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 乾		2 湿			
	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 乾		2 湿					
乗客の状況	警戒標識の設置	1 有		2 無		当該道路の制限速度		km/h		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き			
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他			
営業所及び運行等の状況	当時の運行計画	(発地・経由地・着地)															氏名		運行管理者		統括運行管理者		損害の程度	死亡		人(うち乗客)		人					
	運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)																氏名		運行管理者		統括運行管理者			重傷		人(うち乗客)		人					
営業所及び運行等の状況	安全性優良事業所の認定(貨物のみ)	1 有				2 無				1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無	
	運送形態	1 下請運送				2 その他				1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無	
営業所及び運行等の状況	荷送人の氏名又は名称及び住所																氏名		運行管理者		統括運行管理者		事業者番号	再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策	
	荷受人の氏名又は名称及び住所																氏名		運行管理者		統括運行管理者			再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策		再発防止対策	

(注)

- (1) 印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。  
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) 印欄は、記入しないこと。
- (3) 印欄及び 印欄以外の欄は、該当する事項を で囲むこと。
- (4) 印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
  - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
  - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
  - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
  - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
  - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
  - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
  - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
  - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
  - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
  - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
  - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
  - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
  - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
  - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。  
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
  - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
  - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
  - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
  - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - 5 R I 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
  - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを で囲むこと。
  - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
  - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
  - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「口 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

## 〔自動車事故速報〕

(第 報)

関東運輸局管内

発信者：

受信者：関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課

受付：平成 年 月 日 時 分

配布先	<input type="checkbox"/> 国土交通省安全政策課	<input type="checkbox"/> 関東運輸局長	<input type="checkbox"/> 関東運輸局次長	<input type="checkbox"/> 自動車技術安全部長									
	<input type="checkbox"/> 自動車技術安全部次長	<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 自動車交通部旅客	<input type="checkbox"/> 自動車交通部貨物									
	<input type="checkbox"/> 自動車監査指導部	<input type="checkbox"/> 鉄道部	<input type="checkbox"/> 運輸局	<input type="checkbox"/> 運輸支局									
日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			天候：	道路名：								
場所					kp								
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死傷	その他				
損害	死者： 人	重傷者： 人	軽傷者： 人	車両の損害： 破( )									
事故(当事者)	事業者名				業態等	車名・型式・年式							
	登録番号				運転者	年齢	才	定員	当時：				
					経験	年	積載量	最大：					
事故(当事者)	事業者名				業態等	車名・型式・年式							
	登録番号				運転者	年齢	才	定員	当時：				
					経験	年	積載量	最大：					
道路	幅員	勾配		直・曲の別				路面の状態			車両制限令の指定	路肩危険指定	
	m	平坦	上り	下り	直線	右曲	左曲	交差	乾燥	湿潤	凍結	積雪 ( cm)	
転落	追越・行違・退避・単独				正立・横転(乗降口：上・下)・逆転								
	落差：	m		場所：	水深：		m		傾斜：	度			
踏切	種別：第 種	幅員：	m		見通し：	m		勾配：	制限等：				
一般事項	危険認知速度：	km/h		当該道路の制限速度：	km/h		危険認知距離：	m					
事業者	所在地：				営業所	営業所名：							
	代表者名：					配置車両数： 両							
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。)													
-----													
-----													
-----													
-----													
-----													
-----													
主な調査指示及び再発防止対策指示等	-----				推定原因								
	-----				備考	空欄は、現在調査中。							

## 自動車事故報告規則

(昭和二十六年十二月二十日運輸省令第百四号)

最終改正：平成二十一年十一月二十日国土交通省令第六十五号

(この省令の適用)

第一条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号 に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
  - イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物
  - ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項 に規定する火薬類
  - ハ 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条 に規定する高压ガス
  - ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号 に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物
  - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項 に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物
  - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号 に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号 に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）無免許運転（同法第六十四条の規定に違反す

る行為をいう。) 大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。)又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの

九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなつたもの

十 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があつたもの

十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなつたもの

十二 車輪の脱落、被牽引自動車<sup>けん</sup>の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)

十三 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。) 特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、当該事故のあつた日(前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知った日)から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一 当該自動車の自動車検査証の有効期間

二 当該自動車の使用開始後の総走行距離

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施工工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。)

五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離

- 六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
  - 七 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所
- 3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

（速報）

第四条 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- 一 第二条第一号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）
- 二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの
  - イ 二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの
  - ロ 五人以上の重傷者を生じたもの
  - ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
- 三 第二条第四号に該当する事故
- 四 第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
- 五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

2 前条第三項の規定は、前項の規定により陸運支局長が速報を受けた場合について準用する。

（事故警報）

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基き必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

新	旧
<p style="text-align: right;">地車第45号 地備第58号 平成元年3月29日 改正：自環第285号 自整第230号 平成8年12月20日 改正：国自総第17号 国自整第10号 平成13年4月20日 改正：国自総第513号 国自整第213号 平成15年3月11日 最終改正：国自総第18号 国自整第7号 平成18年4月14日</p> <p>地方運輸局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局総務課安全対策室長 自動車交通局技術安全全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">自動車事故報告書の記入等の取扱いについて</p> <p>今般、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「自動車事故報告書の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地整第58号）が通達されたところである。</p> <p>これに伴い、規則第3条の自動車報告規則（以下「報告書」という。）の記入及び集計等については、規則別記様式（注）及び取扱要領によるほか、今後は下記によることとしたので留意して取扱われたい。</p> <p>なお、「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和47年6月27日付け</p>	<p style="text-align: right;">地車第45号 地備第58号 平成元年3月29日 改正：自環第285号 自整第230号 平成8年12月20日 最終改正：国自総第17号 国自整第10号 平成13年4月20日 改正：国自総第513号 国自整第213号 平成15年3月11日</p> <p>地方運輸局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局総務課安全対策室長 自動車交通局技術安全全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">自動車事故報告書の記入等の取扱いについて</p> <p>今般、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「自動車事故報告書の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地整第58号）が通達されたところである。</p> <p>これに伴い、規則第3条の自動車報告規則（以下「報告書」という。）の記入及び集計等については、規則別記様式（注）及び取扱要領によるほか、今後は下記によることとしたので留意して取扱われたい。</p> <p>なお、「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和47年6月27日付け</p>

自整第151号自車第536号)及び「自動車事故報告書の取扱いについて」(昭和55年12月12日付け自安第206号)は廃止する。

## 記

### 第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

#### 1 事故の種類

##### (1) 区分欄

(ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故を当該事故の種類とすること。

(イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

(ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意(扉の開口走行等)によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

(エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

##### (2) 衝突等の状態欄

(ア) 自動車が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

(イ) 自動車が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行(一方が停止している場合を含む。以下同じ。)して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

(ウ) 自動車が相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

(エ) 自動車が相手方と並進中又は後続車が先行者を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車が家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

#### 2 当該自動車の概要

(1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場

自整第151号自車第536号)及び「自動車事故報告書の取扱いについて」(昭和55年12月12日付け自安第206号)は廃止する。

## 記

### 第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

#### 1 事故の種類

##### (1) 区分欄

(ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故を当該事故の種類とすること。

(イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

(ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意(扉の開口走行等)によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

(エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

##### (2) 衝突等の状態欄

(ア) 自動車が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

(イ) 自動車が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行(一方が停止している場合を含む。以下同じ。)して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

(ウ) 自動車が相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

(エ) 自動車が相手方と並進中又は後続車が先行者を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車が家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

#### 2 当該自動車の概要

(1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場



合には、それぞれの車両について記載すること。

- (2) 「貸渡」は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。
- (3) 「積載危険物等の品名」は、規則別様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

### 3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

### 4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

### 5 当時の状況

#### (1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄

- (ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方にでるまでとすること。
- (イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。
- (ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。

#### (2) 事故発生地点欄

- (ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。
- (イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当する両方を○で囲むこと。
- (ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。
- (エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられてい

合には、それぞれの車両について記載すること。

- (2) 「貸渡」は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。
- (3) 「積載危険物等の品名」は、規則別様式（注）（9）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

### 3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

### 4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故がを引き起こしたときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

### 5 当時の状況

#### (1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄

- (ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方にでるまでとすること。
- (イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。
- (ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。

#### (2) 事故発生地点欄

- (ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。
- (イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当する両方を○で囲むこと。
- (ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。
- (エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられてい

ない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。

- (オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとする。
- (カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。
- (キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

## 6 乗務員

- (1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。
- (2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。
- (3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。
- (4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗しているか否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあつては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務キロ数を記載すること。
- (5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務時のものを記載すること。

ない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。

- (オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとする。
- (カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。
- (キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

### (3) 車両故障箇所欄

(ア) 「車わく」は、車体を含むものとする。

(イ) 「その他」に該当するものがあつた場合は、( ) 書で当該装置名等を記入すること。

(例：電気系統、燃料系統、原動機、連結装置等)

## 6 乗務員

- (1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。
- (2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。
- (3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。
- (4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗しているか否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあつては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務キロ数を記載すること。
- (5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務時のものを記載すること。

### 7 再発防止対策

事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

### 7 再発防止対策

事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

## 第2 集計及び報告

1 報告書の集計については、自動車交通局総務課安全対策室において作成し、別途通知する「自動車運送事業用自動車事故情報分析システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故の集計については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式を用いて行うこと。

## 第2 集計及び報告

1 報告書の集計については、自動車交通局総務課安全対策室において作成し、別途通知する「自動車運送事業用自動車事故情報分析システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故の集計については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式を用いて行うこと。

2 報告書の集計時期については、毎月集計を行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故については様式に従い、1月から6月までの間に発生した事故の集計（半期分）及び1月から12月までに発生した事故の集計（全期分）の年2回集計を行うこと。

2 報告書の集計時期については、毎月集計を行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故については様式に従い、1月から6月までの間に発生した事故の集計（半期分）及び1月から12月までに発生した事故の集計（全期分）の年2回集計を行うこと。

3 毎月集計を行った結果については、自動車事故情報分析システムに入力し、速やかに自動車交通局総務課安全対策室あて報告すること。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式に必要事項を入力した集計結果をフロッピーディスク等により、半期分については同年9月末日、全期分については翌年3月末日までに自動車交通局技術安全部整備課長あて報告すること。

3 毎月集計を行った結果については、自動車事故情報分析システムに入力し、速やかに自動車交通局総務課安全対策室あて報告すること。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式に必要事項を入力した集計結果をフロッピーディスク等により、半期分については同年9月末日、全期分については翌年3月末日までに自動車交通局技術安全部整備課長あて報告すること。

## 第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

## 第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。